

倫理委員会規程

平成 11 年 9 月 29 日制定

平成 17 年 7 月 15 日改訂

平成 26 年 12 月 12 日改訂

平成 27 年 5 月 15 日改訂

(目的)

第 1 条 この規程は、日本体力医学会（以下「本学会」）会員が行う研究および医療行為（以下「研究等」）が、ヘルシンキ宣言の趣旨に添った倫理的配慮に基づいて行われることを目的とする。

(設置)

第 2 条 本学会は、前条の目的を達成するため、倫理委員会（以下「委員会」）を置く。

(任務)

第 3 条 委員会は、第 1 条の目的に基づき、以下の場合に研究実施計画の内容ならびに研究等の成果の公表に関して審議する。

- (1) 本学会会員から審議の要請があった場合
- (2) 理事会、編集委員会から審議の要請があった場合
- (3) その他、委員会で必要と認めた場合

(組織)

第 4 条 委員会の委員長は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する

- (1) 委員は、若干名とし、理事長の承認を得て理事長が委嘱する
- (2) 委員長および委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない
- (3) 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする

(開催)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席により開催される。

- (1) 委員会は、研究等の実施責任者に出席を求め、実施計画の内容等の説明ならびに意見の聴取をすることができる。ただし、実施責任者が委員である場合は委員会の審議に参加することはできない。
- (2) 審議事項についての結論は、委員全員の合意により定めることを原則とする。
- (3) 委員長は、必要と認めた場合に複数の委員と協議の上、委員以外の専門家に出席をもとめ、その意見を聴取することができる。
- (4) 委員長は、審議事項のうちで書類審議に適していると判断される事項については、書類送付により審議をすることができる。

(審議の実施)

第 6 条 審議を希望する者は、その主旨を文書で理事長に提出するものとする。理事長は、委員会での審議が妥当と判断した場合、委員会に審議を付託する

第 7 条 委員長は、審議の終了後速やかに判定の結果を文書で理事長に報告する。理事長は、理事会にその結果

を報告し、同時に申請者へ通知して指針を与えなければならない

（規程の改廃）

第 8 条 本規程の改正は、日本体力医学会理事会の審議を経なければならない

（委員会の事務）

第 9 条 委員会に関する事務は、学会支援機構内、日本体力医学会事務局でおこなう

（細則）

第 10 条 規程施行についての細則は、別に定める

付則

この規程は、平成 11 年 9 月 29 日から施行する。

法人化に伴い平成 24 年 4 月に委嘱した委員の任期を平成 27 年社員総会まで延長する。